

信州・農山漁村発イノベーションプランナー規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、信州6次産業化推進協議会（以下「協議会」という。）が選定する信州・農山漁村発イノベーションプランナー（以下「プランナー」という。）について、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和4年4月1日付3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき、その活動および選定にあたり必要な事項を定める。

第2章 選定

(選定)

第2条 プランナーとして申請する者は、プランナー申請書（様式1）を協議会に提出する。なお、継続希望をする者は、登録意向確認書（様式2）を協議会に提出する。

2 プランナーは、前項の提出があった者の中から、協議会が設置する地域支援検証委員会（以下「委員会」という。）が審査・選定する。

3 プランナーは、次に掲げる要件のいずれか又は両方を満たしていなければならない。

(1) バリューチェーン全般の基礎知識を有し、財務状況による経営分析・診断の経験を有する者

(2) 食品衛生管理、知的財産、人材育成、地域活性化等の専門的な知識、経験を有する者

4 委員会は、書類審査及び面接により、前項の要件を満たしていることを確認した上で、当該事業の理解度、専門性、支援実績、倫理性、協調性等を総合的に評価し、プランナーを審査・選定する。

ただし、過去にプランナーとして登録され、特段の問題が認められないとされた者についても、当該事業の理解度、専門性、支援実績、倫理性、協調性等を総合的に評価し、プランナーとして選定して差し支えないものとする。

(登録)

第3条 前条において選定されたプランナーは、業務委託契約書（様式3）、旅費等支払口座登録書（様式4）、農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業に係る個人情報の取扱いについて（様式5）を協議会に提出する。

2 協議会は、前項の書類の提出のあった者を、次に掲げる事項とともにプランナーとして登録する。プランナーは、登録事項に変更があった場合、遅滞なく登録事項の変更について協議会へ届け出なければならない。

(1) 氏名（通称名がある場合は本名及び通称名）

(2) 連絡先の所在地及び電話番号等

(3) 専門分野及び専門分野に関する職務歴、有する資格等

3 プランナーは、登録された日から当該年度の農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業の事業完了の日もしくは第5条の規定により解任されたときにその登録を終了する。

(評価)

第4条 協議会は、支援報告書(様式6)に記録したプランナーの支援の内容及び支援結果に基づき当該プランナーの活動の実績を整理してその評価を行う。

(解任)

第5条 委員会は、プランナーが次の各号のいずれか一つに該当することとなったときは、プランナーを解任することができる。

- (1) 第9条から第11条までの規定に違反したとき
- (2) 正当な理由なく協議会が依頼した業務を実施しないとき
- (3) 協議会が依頼した業務を遂行できないと認められるとき
- (4) 協議会からの信頼を著しく損ねたとき
- (5) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第83号)第2条第1号に規定する暴力団及び第2号に規定する暴力団員または暴力団排除条例施行規則(平成23年長野県公安委員会規則第5号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者であると判明したとき
- (6) 登録期間を満了したとき
- (7) 本人が死亡したとき又は連絡がとれなくなったとき
- (8) その他、協議会の業務上やむを得ない事情が生じたとき

2 協議会は、前項(1)から(5)まで又は(8)の理由によりプランナーを解任する場合は、その旨を書面によりプランナーに通知する。

(解任後の効力)

第6条 次に掲げる事項については、プランナーが解任された後においても、なお、その効力を有するものとする。

- (1) 第9条(4)に定める秘密の漏洩及び盗用に関する事項
- (2) 第11条に定める寄稿・講演等の取扱いに関する事項
- (3) 第12条に定める損害賠償に関する事項
- (4) 第14条に定める秘密保持に関する事項

第3章 業務内容

(業務内容)

第7条 プランナーは、支援対象者等を訪問し、自身がもつ人脈、ネットワーク及び専門分野の知識・識見等を活かし、その経営改善戦略の作成及び実行に係る支援を行う。

(業務の実施及び管理の方法)

第8条 協議会は、第3条に基づいて登録したプランナーを派遣する。

- 2 プランナーの主たる業務実施場所は、長野県域内とする。
- 3 協議会は、プランナーによる支援活動の内容を記録するため、支援報告シート(様式6)を作成する。
- 4 プランナーは、原則として出張のあった日から1週間以内又は翌月の5日のいずれか早い日までに、派遣先から受けた相談の内容とこれに対して提案した改善策の内容等について整理し、支援報告書(様式6)を協議会に提出する。

5 協議会は、プランナーから提出のあった支援報告書（様式6）の内容を確認し、必要に応じてプランナーと今後の指導内容等について協議を行う。

（禁止行為）

第9条 プランナーは、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）履歴を詐称すること。
- （2）協議会の禁止又は注意の指示に従わないこと。
- （3）協議会の名誉をき損し、信用を傷つけ又は利益を害すること。
- （4）協議会が依頼した業務に関連して知り得た協議会又はその他の者の秘密を漏らし、又は盗用すること。
- （5）プランナーの身分において、協議会以外の者から不当に金銭を收受すること。
- （6）協議会の名称、略称若しくは呼称（以下「名称等」という。）、協議会の事業の名称等又はプランナーの名称等をみだりに使用すること。
- （7）虚偽の報告をすること。
- （8）その他協議会の業務執行に支障があると判断される行為を行うこと。

（業務関連行為の取り扱い）

第10条 プランナーは、協議会が依頼した業務に関連して、協議会が依頼した業務と密接に関連する協議会以外の者の業務に従事する場合は、事前に協議会の承認を受けるものとする。

（寄稿・講演等の取り扱い）

第11条 プランナーは、協議会が依頼した業務に関連して新聞、雑誌等への寄稿、出版、講演等をしようとするときは、事前に協議会の承認を受けるものとする。

（損害賠償）

第12条 プランナーが故意又は重大な過失により、協議会に対して損害を与えたときは、協議会は当該プランナーに対し、損害の一部又は全部について損害賠償させることができる。

第4章 謝金と旅費

（謝金及び旅費の支給）

第13条 謝金及び旅費は、第8条第4項の派遣報告書に基づき、別記の信州・農山漁村発イノベーションプランナーの謝金及び活動旅費支払基準によって算出した額を支払う。

第5章 個人情報情報の取扱

（基本的事項）

第14条 プランナーは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもの（個人情報）及び農林漁業者等が秘密として管理している生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然として知られていないもの（営業秘密）の保護の重要性を認識し、この業務を実施するに当た

っては、個人または企業等の権利利益を侵害することのないよう、個人情報及び営業秘密（以下「個人情報等」という。）の取扱いを適切に行わなければならない。

（収集の制限）

第 15 条 プランナーは、業務を行うために個人情報等を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の制限）

第 16 条 プランナーは、協議会の指示がある場合を除き、この業務に関して知ることのできた個人情報等を業務の目的以外の目的に利用し、又は承諾なしに第三者に提供してはならない。

（漏えい、滅失及びき損の防止）

第 17 条 プランナーは、この業務に関して知ることのできた個人情報等について、個人情報等の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（廃棄）

第 18 条 プランナーは、この業務に関して知ることのできた個人情報等について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（秘密の保持）

第 19 条 プランナーは、この業務に関して知ることのできた個人情報等をみだりに他人に知らせてはならない。登録が終了し、又は解任された後においても、同様とする。

（複写又は複製の禁止）

第 20 条 プランナーは、この業務を処理するために協議会から引き渡された個人情報等が記録された資料等を協議会の承諾なしに複写又は複製してはならない。

（特定の場所以外での取扱いの禁止）

第 21 条 プランナーは、この業務を処理するために個人情報等を取り扱うときは、協議会若しくはプランナーの事務所で行うものとし、協議会が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報等を取り扱ってはならない。

（資料等の返還等）

第 22 条 プランナーは、この業務を処理するために、協議会から提供を受け、又はプランナー自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された資料等は、登録期間終了後直ちに実施主体に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、協議会が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（立入調査）

第 23 条 協議会は、プランナーが業務の執行に当たり取り扱っている個人情報等

の状況について、随時調査することができる。

（事故発生時における報告）

第 24 条 プランナーは、当該規約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに協議会に報告し、協議会の指示に従うものとする。

（補則）

第 25 条 この規約に定めるもののほか、プランナーに関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和 4 年（2022 年）6 月 17 日から施行する。
- 2 この規約は、令和 6 年（2024 年）5 月 7 日から施行する。
- 3 この規約は、令和 7 年（2025 年）4 月 23 日から施行する。

別記

信州・農山漁村発イノベーションプランナーの謝金及び活動旅費支払基準

区分	金額
謝金	5,500円/時(税込み) 県農政部内における報償費及び日当算定基準(大学准教授級)による源泉徴収して支払う
陸路	自家用車使用の場合 37円/km×総距離 (プランナーの自宅から支援対象者の自宅等まで)
有料道路 料金	実費 (請求時に領収書、ETC利用実績が分かる書類を貼付)
公共交通 機関	実費 (プランナーの自宅から支援対象者の自宅等まで)
その他	片道2km未満の出張旅費は支払わない 派遣前後の宿泊費は支払わない 派遣に係るタクシー代は支払わない